

第5次鮭川村国土利用計画

令和4年3月

目 次

前 文	1
第1章 村土利用に関する基本構想	
1 村土利用の基本方針	2
2 利用区分別の村土利用の基本方向	4
第2章 目標の設定及び地域の区分け	
1 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
2 地域の区分けと概要	8
第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
1 国土利用計画法等の適切な運用	10
2 地域整備施策の推進	10
3 土地利用に係る環境の保全及び安全性の確保	10
4 土地利用転換の適正化	11
5 土地の有効利用の促進	11
資料編	
1 計画策定における主要指標	12
2 人口等の推移	13
3 土地利用区分の定義	14
4 土地利用の推移と規模の目標	16
5 土地利用転換マトリックス	17
○土地利用現況図	18

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、活力ある魅力的な地域を創り、村民がゆとりや潤いのある生活ができるよう、均衡ある土地利用を確保することを目的として、鮭川村の区域における土地（以下、「村土」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものであり、第5次山形県国土利用計画（令和3年3月）を基本として、第3次鮭川村総合発展計画等に即して策定したものである。

この計画の策定後、便宜計画と実績との検討を行い、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

第1章 村土利用に関する基本構想

1 村土利用の基本方針

(1) 鮭川村の概況

鮭川村は山形県の北部、最上圏域北西部に位置し、東部は新庄市、南部は戸沢村、北部は真室川町、西部は酒田市に隣接し、県都山形市の北方71kmにある。

奥羽山脈の支脈と出羽丘陵に囲まれた盆地により形成され、東西20km、南北12kmにわたる総面積122.14km²の農山村である。村の中央部を村名の由来にもなっている「鮭川」が貫流し、そこに注ぎ込む幾多の中小河川の流域に居住地が連なっている。

気候は、全般的に気温が低く湿潤である。豪雪地帯であるため冬は農産物の生産性が低くなり、自然的に厳しい制約条件下にある。

交通は、村の北東部を走るJR東日本奥羽本線と国道458号線、県道真室川鮭川線、新庄鮭川戸沢線が主要である。人口は、国勢調査結果によると平成17年5,447人、平成22年4,862人、平成27年4,317人と、この10年間で1,130人、率で20.7%減少している。産業構造はここ30年の間で大きく変化し、平成27年度時点での就業者数は第1次産業27.4%、第2次産業28.8%、第3次産業43.8%と、第1次産業から第3次産業へのシフトが見られる。また、農家数に関しては、平成27年度の農林業センサスの結果によると413戸となり、減少が続いているが、依然として基幹産業であることに変わりはない。

(2) 基本理念

村土は、現在及び将来にわたる村民のための限られた資源であるとともに、生活や生産といった諸活動の基盤であり、産業を支える基本的要素でもある。

このため、村土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮するとともに、村民一人ひとりが生き生きと暮らすことができるような、均衡ある発展を目指し、村土の秩序ある有効利用を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものである。

(3) 基本的条件の変化と課題

本村における基本的条件の変化と課題としては、まず急激な人口減少と少子高齢化があげられる。日本の総人口は平成20年をピークに、それまで続いていた増加から減少へ転じる人口減少社会に突入した。本村においても昭和25年の9,056人をピークに減少を続けている。晩婚化や未婚率の上昇による少子化傾向が続いているものの、近年の合計特殊出生率は人口規模を維持するための目安となる2.07~2.08人を上回る年があるなど、持ち直しの動きもみられている。その一方で、平均寿命の伸長による高齢化が進み、高齢者の割合は平成27年度時点で35.6%と高い割合となっている。そのため、定住促進、子育て支援の環境づくり、高齢者福祉、社会経済の活性化等の対策を踏まえた村土利用が求められる。

自然環境としては、これまでの資源・エネルギーの大量消費による社会経済活動により、地球温暖化、酸性雨等の環境問題が地球規模で深刻化していることから、再生可能エネルギーの活用促進、廃棄物の処理・再利用、環境保全など、環境について意識するようになってきている。本村には、羽根沢温泉の天然ガスや地熱などのエネルギー資源や、村土の約67%を占める豊かな森林などがあり、環境に配慮した土地利用を推進していく必要がある。

産業としては、農業従事者の減少に伴い、農地も減少傾向にある。そのため、農業の生産性や効率性を考えた農地の整備が必要となっている。現在、生産基盤の整備が進められているが、山間部は十分に整備されておらず、引き続き整備の促進が求められる。また、企業の立地数が少ないため雇用の場を周辺地域へ求めている状況にある。そのため、農業経営の安定と地域の特性を活かした雇用の創出に資する土地利用が求められる。

2 利用区分別の村土利用の基本方向

村土の利用区分を、ア) 農用地、イ) 森林、ウ) 原野、エ) 水面・河川・水路、オ) 道路、カ) 住宅地、キ) 工場用地、ク) その他の宅地、ケ) 公用・公共用施設用地、コ) レクリエーション用地、サ) 低未利用地、に区分する。

ア 農用地

食料供給源等として基礎的な土地資源であるとともに、農業が本村の基幹産業として重要な地位を占めていることから、農業生産基盤の整備を積極的に推進し優良農用地の拡大に努め、必要な農用地の確保と整備を図る。

また、その他の農用地についても、食料需要の動向に対応した利用と地力の維持増進に配慮した利用の高度化により、有効的な利用と生産性の向上を図るとともに、村土保全や景観形成など農用地の多面的機能が高度に発揮できるように配慮する。

イ 森林

木材生産という経済的機能のみでなく、村土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて村民の生活に大きく寄与している。これらの機能を総合的に発揮しうるよう、森林の保全と整備を図る。

また、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育している森林等の自然環境については、適正な維持・管理を図る。

さらに、住宅地及びその周辺の森林については、良好な生活空間を確保するための緑地として配慮しながら保全と整備を図る。

ウ 原野

湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地帯等、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る。

その他の原野については、環境保全に配慮しつつ、有効利用を図る。

エ 水面・河川・水路

河川氾濫地域における安全性の確保、より安全で安定した水供給のための水資源確保、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図る。また、水面、河川及び水路の整備にあたっては、自然環境の保全や景観に配慮するとともに親水性の向上を図る。

鮭川流域については、その支流も含めて環境保全と景観形成に配慮していくとともに、鮭の子公園等の施設周辺の環境整備を図り、安全に楽しく川と親しめるようにする。

オ 道路

定住条件の基盤をなすものであり、村土の有効活用及び良好な生活・生産基盤の整備拡充を進めるため、必要な用地の確保を図る。一般道路の整備にあたっては、道路の安全性、快適性等の向上及び災害防止、公共・公益施設等、道路の多面的機能の發揮に配慮するとともに、環境の保全と景観形成に十分配慮する。また、農林道については、農林業の生産性向上及び農林地の適正な管理を行うため、必要な用地の確保を図るとともに、整備にあたっては自然環境の保全と景観形成に十分配慮する。

カ 住宅地

人口・世帯数の変化及び住宅の質的向上等に配慮しつつ、地域特性を踏まえた望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図る。

また、圏域中心都市より近距離にある本村は、その居住地としての可能性が高いものの、人口減による空家増加に伴い空き家解体による空地が増えてきている。これらの空き地については、空家の利活用と合わせて活用を進め、人口拡大に結び付けていく。

キ 工業用地

環境の保全に配慮しつつ、経済基盤として工業生産拡大に必要な用地の確保を図る。併せて、他産業と連携を取りながら、技術革新や工業構造の高度化を通じて製品開発と生産性の向上を推進するため、用地の効率的利用を図る。

ク その他の宅地

土地利用の高度化と良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所や店舗等、商業の活性化に必要な用地の確保を図る。

ケ 公用・公共用施設用地

文教施設、福祉施設、公園緑地、交通施設等の公共地について、村民生活におけるニーズの多様化を踏まえ、環境の保全と景観形成に配慮して、必要な用地の確保を図る。

コ レクリエーション用地

鮭川村エコパークを拠点とする森林地帯、日山山頂周辺、小杉の大杉周辺、与蔵の森・まぼろしの滝自然歩道周辺などについて、自然環境に配慮した整備をしつつ、レクリエーション用地の効率的確保を図る。また、村内唯一の温泉地である羽根沢温泉周辺の活性化を図るとともに、エコパーク等と連携を取り、体験型・滞在型の観光振興を目指す。

サ 低未利用地

それぞれの用途に応じて積極的に有効活用を図る。

特に、平成23年3月に廃校となった旧小学校跡地の中には、主要道に隣接するものもあり、住宅地、工業用地や地域住民の交流の場としての利用が見込める。また、山間部にある旧小学校跡地については、農用地や自然を活用した交流や観光の展開など、多様な土地利用の可能性が秘められている。

第2章 目標の設定及び地域の区分け

1 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

目標を設定する区分及び条件は次のとおりとする。

- (1) 計画の目標年次は令和13年とし、基準年は令和元年とする。
- (2) 村土の利用に関して基礎的な前提となる人口と普通世帯数については、令和13年において、それぞれおよそ3,000～3,100人、1,100～1,150世帯と想定する。
- (3) 村土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とする。
- (4) 令和13年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりと見込まれる。この目標については、土地利用の現況と変化及び土地利用に関する施設の方向等を踏まえ、将来の人口等を前提とし、過去の土地利用の動向を勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測し定めた。

表 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

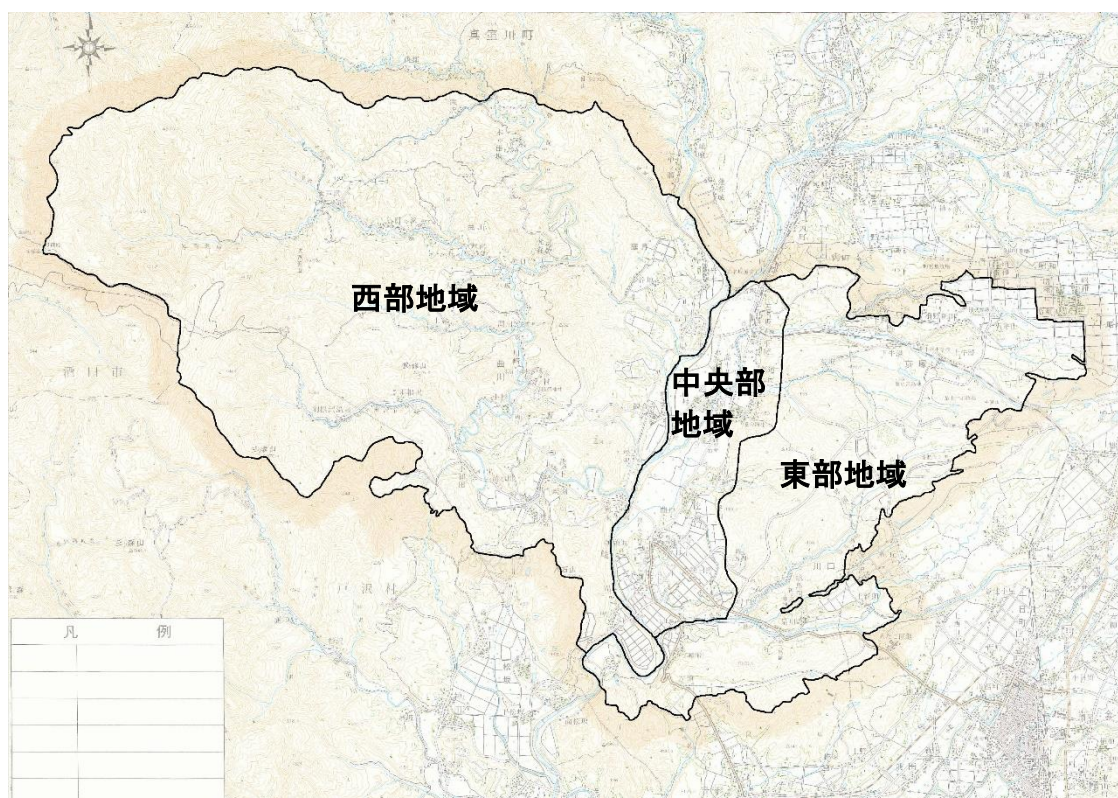
利用区分	令和元年 (ha)	令和13年 (ha)	増減 (ha)	構成比 (%)		増減率 13年/元年
				令和元年	令和13年	
農用地	2,032	1,962	△70	16.7	16.1	△3.6
田	1,780	1,730	△50	14.6	14.2	△2.7
畑	252	232	△20	2.1	1.9	△9.5
採草放牧地	0	0	0	0.0	0.0	0.0
森林	8,203	8,227	24	67.2	67.3	0.1
国有林	4,968	4,984	16	40.7	40.8	0.2
民有林	3,235	3,243	8	26.5	26.5	0.0
原野	54	54	0	0.4	0.4	0.0
水面・河川・水路	449	449	0	3.7	3.7	0.0
水面	30	30	0	0.2	0.2	0.0
河川	314	314	0	2.6	2.6	0.0
水路	105	105	0	0.9	0.9	0.0
道路	298	301	3	2.4	2.5	4.2
一般道路	164	167	3	1.3	1.4	0.1
農道	113	113	0	0.9	0.9	0.0
林道	21	21	0	0.2	0.2	0.0
宅地	135	136	1	1.1	1.1	0.0
住宅地	108	108	0	0.9	0.9	0.0
工業用地	1	2	1	0.0	0.0	0.0
その他の宅地	26	26	0	0.2	0.2	0.0
その他	1,043	1,085	42	8.5	8.9	4.7
合計	12,214	12,214	0	100	100	0.0

2 地域の区分けと概要

地域の特色を活かした村土利用の適正化を図るために、自然環境、景観、資源、土地条件、防災、産業、歴史的文化等に配慮しながら、村土を①中央部地域、②西部地域、③東部地域の3つの地域に区分する。

地 域 名	地 区 名 (等)
中 央 部 地 域	鶴田野、上大淵、日下一区、日下二区、佐渡、庭月、西村、高土井、上石名坂、中石名坂、下石名坂、南石名坂、小反、新道、府の宮、上京塚、中京塚、下京塚、山月立
西 部 地 域	曲川 (大字)、中渡 (大字)、向居、真木、松沢、岩下、岩木、谷地、観音寺
東 部 地 域	上絵馬河、下絵馬河、泉川、川口、左道、米、水野新田、小舟山、上牛潜、下牛潜

地域区分図



令和13年における地域別の概要は、次のとおりとする。

①中央部地域

中央部地域は、住宅、店舗、事業所などが集中しており、公共施設も多く本村の中心的機能を果たしている。この地域の中心を国道と県道が走り、また石名坂地区には村内唯一のJRの停車駅（羽前豊里駅）があり、交通の要所となっている。今後は、住宅などの整備を進め、移住・定住対策の起点となることが期待されている。

また、一級河川鮭川の周辺には、豊かな田園が広がっており、米の主要生産地帯となっていることから、将来にわたり農地として利用されることが想定される。

②西部地域

西部地域は、周辺が山々に囲まれ、沢沿いに農地と居住地が点在している。豊かな森林に囲まれた集落が多く、その暮らしは常に自然と共にあると言える。農業は山間地農業で耕地が狭く厳しい条件下にあるが、花き等の施設園芸や、鮭川村の特産品であるきのこ類の生産が盛んで、特徴ある産業が定着している。

また、この地域には村内唯一の温泉地である羽根沢温泉や、トレッキングができるまぼろしの滝、その形から「トトロの木」とも呼ばれる小杉の大杉などがあり、観光面での活性化が期待されている。

③東部地域

東部地域は、商工業が盛んな新庄市と隣接している地域であり、村の玄関口とも言える。豊かな自然が広がっていることから、きのこ王国まつりの会場となる鮭川村エコパーク、鮭まつりの会場となる鮭の子公園や貴重な動植物が多く生息する米湿原などがあり、村民の憩いの場や地域内外の交流の場、自然を通した子ども達への教育の場としての活用が期待されている。

さらに、特別養護老人ホームひめゆり荘が所在し、高齢化が進む本村にとっては、より重要な地域になることが予想される。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及び農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然環境保全法等の土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行い、総合的かつ計画的に土地利用を推進する。

2 地域整備施策の推進

第3次鮭川村総合発展計画の基本構想に示された展望に立脚し、計画で掲げる将来像を実現するための未来への宣言である「生きたい・活きたい・行きたい村」の実現に向けて、長期的、広域的な視点から、この目標を支える主要な柱を「未来につながる教育・文化の振興と協働の推進」、「美しく強靱な村土の形成」、「新たな価値・雇用を生み出す産業の振興と移住・定住の推進」、「多世代が心地よく暮らせる福祉と健康づくりの推進」の4つとし、わが村の主体的努力と創意工夫により、地域特性を活かした魅力あるむらづくりを地域整備施策の基本とする。

本村は、農業が主要産業であり、村内就労者の多くが第一次産業従事者であることから、これら就労者の恒常的所得源の確保と生活水準の向上を目指す。

このため、これからの経済的社会的動向や科学技術・情報通信技術の発展に伴う産業構造の変化等、外部条件の変化に弾力的に対応しながら農業生産基盤整備、農業生産構造の改善、農業生産振興の誘導を図る。また、通勤、通学、買い物など日常生活圏の拡大に即した交通ネットワークの充実強化、生活環境の整備促進、医療福祉の確保、教育環境の改善を推進する。さらに本村に潜在する個性ある地域資源を有効に活用して、生産機能と生活機能が一体となった活力ある豊かな定住環境の整備を促進する。

3 土地利用に係る環境の保全及び安全性の確保

村土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設の整備と流域内の適正な土地利用との調和を図るとともに、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策など土砂災害対策の推進を図る。

また、森林の持つ村土の保全と安全性の確保に果たす機能の強化を図るため、適正な森林施業を通じて森林の管理水準の向上を図る。その際、林道等必要な施設整備を進めるとともに、森林の維持管理への村民の理解と協力、山村における生活環境の向上など、森林管理のための基礎条件を整備する。

加えて、地域社会の安全性を確保するため、集落整備等にあたっては、十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用を図る。

4 土地利用転換の適正化

農用地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定と地域農業に及ぼす影響に配慮し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、農地転用許可制度等の適切な運用を図ることにより、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

森林の利用転換を行う場合には、森林の育成と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮するとともに、周辺の土地利用との調整を図る。

土地利用の混在化が進む地域等において土地利用の転換を行う場合には、混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、土地利用の調和を図る。

5 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、地域農業者の相互協力による農用地の流動化、農作業の委託等を促進し有効利用を図る。

イ 森林については、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進するとともに、自然との触れ合いの場、教育の場としての利用にも配慮する。

ウ 水面・河川・水路のうち水面については、災害の防止及び水需要に対処するため、砂防ダム等の整備や老朽化した農業用ため池の改修・整備を促進する。

河川については、災害を防止するため、一級河川鮭川の築堤工事をはじめ、緊急度の高い河川から重点的に整備を促進する。水路については、効率的な水管理を行うため農業生産基盤整備等により用排水路の整備を推進する。

エ 道路については、定住と交流による地域の振興と活性化を推進するため、地域交通の根幹となる幹線道路の整備をはじめ、広域的交通ネットワークの整備を推進する。併せて、より良い日常生活圏を構成するよう通勤、通学、買い物、医療などの交通路の充実を図る。

オ 住宅地については、生活排水処理設備の設置、接続を推進し快適な居住環境の整備を図るとともに、空き家・空地の利活用を促進する。

カ 工業用地については、工業の進展に即応しつつ公害のない工場と美しい農山村環境が調和するよう配慮しながら、工場立地を図る。

キ その他の宅地については、公共施設用地等を、地域の人口の動向、交通体系、既存施設の実態等を踏まえつつ、適切な整備を図る。

ク レクリエーション用地については、自然環境や生活環境に配慮した適切な整備に努める。

ケ 低未利用地については、村土の有効利用及び村土保全の観点から周辺の土地利用との調整を図りつつ、多様な利用を創造していく。

資料編

1. 計画策定における主要指標

		平成 23 年	平成 27 年	令和元年 (基準年次)	出典	
人口	総人口 (人)	4,766	4,317	3,933	山形県の人口と世帯数(山形県社会的移動人口調査)	
	性別	男性 (人)	2,290	2,085		1,898
		女性 (人)	2,476	2,232		2,035
	年齢別階層	年少人口 (人)	545	442		386
		男性 (人)	287	230		199
		女性 (人)	258	212		187
		生産年齢人口 (人)	2,720	2,336		1,986
		男性 (人)	1,399	1,200		1,012
		女性 (人)	1,321	1,136		974
		老年人口 (人)	1,501	1,539		1,561
		男性 (人)	604	655		687
		女性 (人)	897	884		874
	人口密度 (人/km ²)	39.0	35.3	32.2		
	世帯	世帯数 (世帯)	1,302	1,246		1,204
		1世帯当たり人員 (人)	3.66	3.46		3.27
経済	農業産出額 (億円)	—	29.4	36.4	市町村別農業算出額 (推計)	
	製造品出荷額等 (億円)	41.2	48.4	46.0	工業統計調査 (経済センサス)	
	年間商品販売額 (億円)	18.2 (H24)	18.5 (H28)	—	経済センサス (活動調査)	
その他	一般会計歳入総額 (百万円)	3,813.6	4,161.1	4,389.4		
	一般会計歳出総額 (百万円)	3,615.8	3,871.2	4,029.4		

※人口及び世帯について、平成 27 年は国勢調査 (確定値) より引用。

※農業算出額について、平成 23 年はデータが作成されていないため空欄とする。

※製造品出荷額等については、従業員 4 人以上の事業所の合計額。

なお、平成 23 年及び平成 27 年は経済センサスに含まれているためそちらから引用。

※経済センサス (活動調査) の次回実施は令和 3 年 6 月 1 日のため、令和元年の欄は空欄とする。

2. 人口等の推移

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	資料
山形県	人口（人）	1,161,294	1,151,863	1,141,260	1,130,659	1,123,891	1,113,029	1,101,452	1,089,805	1,077,057	山形県の人口と世帯数（山形県社会的移動人口調査）
	世帯数（世帯）	390,950	392,853	394,047	395,616	393,396	395,082	396,738	398,519	400,164	
	世帯員数（人）	2.97	2.93	2.90	2.86	2.86	2.82	2.78	2.73	2.69	
最上地域	人口（人）	83,044	81,766	80,425	79,140	77,895	76,369	75,011	73,560	72,046	
	世帯数（世帯）	25,484	25,529	25,421	25,360	24,998	24,969	24,953	24,895	24,860	
	世帯員数（人）	3.26	3.20	3.16	3.12	3.12	3.06	3.01	2.95	2.90	
鮭川村	人口（人）	4,766	4,630	4,513	4,382	4,317	4,183	4,113	4,010	3,933	
	世帯数（世帯）	1,302	1,322	1,303	1,293	1,224	1,211	1,206	1,202	1,204	
	世帯員数（人）	3.66	3.50	3.46	3.39	3.53	3.45	3.41	3.34	3.27	
年少人口（人） （0～14歳）		545	513	490	475	442	421	406	387	386	
生産年齢人口（人） （15～64歳）		2,720	2,626	2,514	2,400	2,336	2,219	2,173	2,067	1,986	
老年人口（人） （65歳以上）		1,501	1,491	1,509	1,507	1,539	1,543	1,534	1,556	1,561	
老年人口の割合（%）		31.5	32.2	33.4	34.4	35.6	36.9	37.3	38.8	39.7	
小学校児童数（人）		264	234	206	187	172	149	151	162	168	学校基本調査
中学校児童数（人）		139	134	142	142	131	131	118	100	74	

※『山形県の人口と世帯数』は各年の10月1日時点の数値（平成27年のみ国勢調査（確定値）の数値）

※『学校基本調査』は各年の5月1日時点の人数

3. 土地利用区分の定義

利用区分	定義	把握方法	資料等
1 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。		
(1)農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「農林水産統計年報」の「田、畑」の耕地面積である。	農林水産統計年報
(2)採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	「世界農林業センサス山形県統計書(林業編)」の「採草放牧地に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地(野草地)」である。	世界の林業センサス山形県統計書(林業編)
2 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。		
(1)国有林	ア) 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。 イ) 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ウ) その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。	「山形県林業統計」の「森林資源林野面積(市町村)」の「国有林総数」。	山形県林業統計
(2)民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林。	地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積である。	山形県林業統計
3 原野	人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地。	「世界農林業センサス山形県統計書(林業編)」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。	世界の林業センサス山形県統計書(林業編)
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。		
(1)水面	湖沼(人口湖及び天然湖沼)並びにため池の満水時の水面。	村農村整備課「ため池台帳」による。(堤高15m未満のため池)	ため池台帳(村農村整備課)
(2)河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川地域。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑

	(3)水路	農業用の用・排水路。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
5	道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。		
	(1)一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。	道路台帳による一般道路（一般国道、一般県道、村道）の面積である。	道路台帳（村農村整備課）
	(2)農道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
	(3)林道	国有林林道及び民有林林道。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
6	宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
	(1)住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち、村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
	(2)工業用地	「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
	(3)その他の宅地	(1)、(2)の区分のいずれにも該当しない宅地である。（商業施設用地、官公庁などの公共施設用地等）	「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地を除く。	
7	その他	上記の区分のいずれにも該当しない土地である。（学校・教育施設用地、公園緑地、交通施設用地、荒廃農地等）	村土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	
	合計	村土面積である。	「全国都道府県市区町村別面積調」による。	国土交通省国土地理院

4. 土地利用の推移と規模の目標

(ha)

利用区分	平成23年 A	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (基準年次) B	増減面積 (B-A)	令和13年 (目標年次) C	目標増減面積 (C-B)
1、農用地	2,119	2,118	2,118	2,123	2,123	2,080	2,049	2,029	2,032	▲87	1,962	▲70
農地	2,116	2,115	2,115	2,120	2,120	2,080	2,049	2,029	2,032	▲84	1,962	▲70
田	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,820	1,810	1,790	1,780	▲60	1,730	▲50
畑	276	275	275	280	280	260	239	239	252	▲24	232	▲20
採草放牧地	3	3	3	3	3	0	0	0	0	▲3	0	0
2、森林	7,961	7,961	7,961	7,960	8,197	8,197	8,201	8,203	8,203	242	8,227	24
国有林	4,963	4,963	4,963	4,962	4,962	4,962	4,966	4,968	4,968	5	4,984	16
民有林	2,998	2,998	2,998	2,998	3,235	3,235	3,235	3,235	3,235	237	3,243	8
3、原野	89	89	89	91	91	66	66	58	54	▲35	54	0
4、水面・河川・水路	447	447	447	448	451	450	450	449	449	2	448	0
水面	27	27	27	27	30	30	30	30	30	3	30	0
河川	314	314	314	314	314	314	314	314	314	0	314	0
水路	106	106	106	107	107	106	106	105	105	▲1	105	0
5、道路	301	302	303	304	306	305	299	299	298	▲3	301	3
一般道路	161	162	162	162	164	164	164	164	164	3	167	3
農道	114	114	115	115	115	114	113	113	113	▲1	113	0
林道	26	26	26	27	27	27	22	22	21	▲5	21	0
6、宅地	128	132	134	134	135	135	135	136	135	7	136	1
住宅地	110	109	109	109	109	108	108	108	108	▲2	108	0
工業用地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	1
その他の宅地	17	22	24	24	25	26	26	27	26	9	26	0
7、その他	1,187	1,183	1,180	1,154	911	981	1,014	1,040	1,043	▲144	1,085	42
合計	12,232	12,232	12,232	12,214	12,214	12,214	12,214	12,214	12,214	▲18	12,214	0

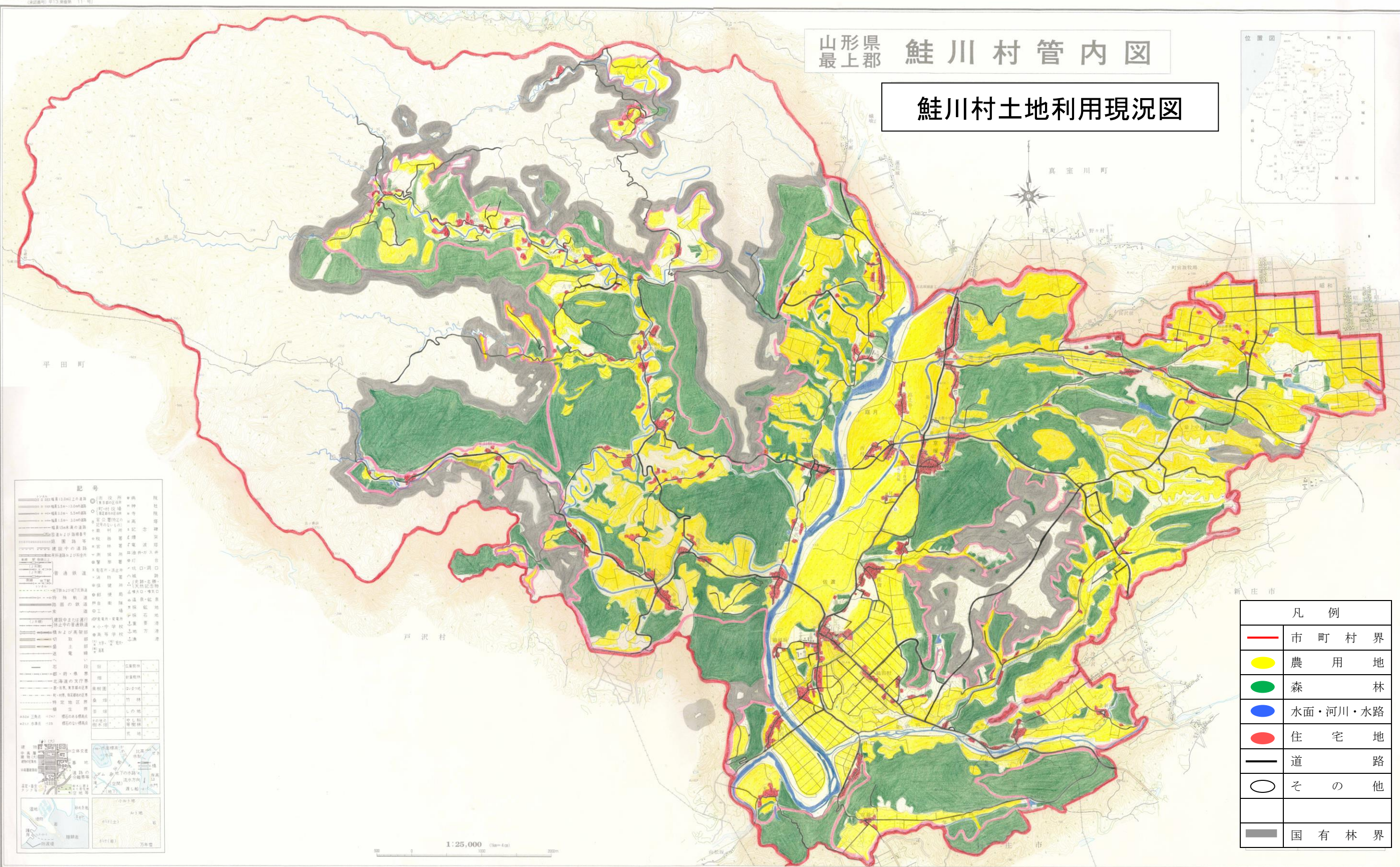
5. 土地利用転換マトリックス

(ha)

増加面積 → 減少面積 ↓		令和元年（基準年次）																増減面積 (A) (B)	
		田	畑	採草放牧地	国有林	民有林	原野	水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他		(A) 計
		1,780	252	0	4,968	3,235	54	30	314	105	164	113	21	108	1	26	1,043		12,214
令和13年 (目標年次)	田	1,730																△50	
	畑	232																△20	
	採草放牧地	0																0	
	国有林	4,984															16	16	
	民有林	3,243															8	8	
	原野	54																0	
	水面	30																0	
	河川	314																0	
	水路	105																0	
	一般道路	167												1			2	3	3
	農道	113																0	
	林道	21																0	
	住宅地	108		1														0	
	工業用地	2																1	1
	その他の宅地	26																0	
	その他	1,085	50	19														42	42
計 (B)	12,214	50	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	

山形県 最上郡 鮭川村管内図

鮭川村土地利用現況図



記号

市町界	市界	町界	村界
農用地	農用地	農用地	農用地
森林	森林	森林	森林
水面・河川・水路	水面・河川・水路	水面・河川・水路	水面・河川・水路
住宅地	住宅地	住宅地	住宅地
道路	道路	道路	道路
その他	その他	その他	その他
国有林界	国有林界	国有林界	国有林界

凡例

市町村界	市町村界
農用地	農用地
森林	森林
水面・河川・水路	水面・河川・水路
住宅地	住宅地
道路	道路
その他	その他
国有林界	国有林界

山形県最上郡鮭川村

北海道国土地理院 縮尺 1:25,000